2027 年度

京都府予算編成に対する要望書



2026 年 11 月

公明党京都府議会議員団

京都府知事 西脇 隆俊 様

2027 年度京都府予算編成に対する予算要望

物価高が長期化するなか、長期金利は約 30 年ぶりの 3%台に大きく上昇し、円安の影響も加わるなど、府民生活や事業経営は厳しさを増す状況が続いています。この状況を改善するため、賃上げや価格転嫁、人手確保や生産性向上など、諸課題の解決にむけた取り組みは急務となっています。

また、人口減少、少子高齢化、そして現役世代の負担軽減などに対応する社会保障制度の再構築、気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害に対する防災・減災対策、すべての地域で安心して暮らし続けられるまちづくりにむけた生活基盤の強化など、取り組むべき課題は山積しています。

大きな変革期にある政治に今問われているのは、住民が直面する待ったなしの課題に、迅速かつ具体的な施策によって対応する力であり、安心の未来を拓くために着実な取組を推進する実行力であります。

公明党京都府議会議員団は、「大衆とともに」の立党精神のもと、どこまでも府民に寄り添い、一人の人を大切にする政治を貫くために、2027 年度の京都府予算編成に対する要望を行うものです。

西脇知事におかれては、この提言を真摯に受け止められ、予算編成に反映されるよう強く要望します。

2026 年 11 月

公明党京都府議会議員団
団　　長　山口　　勝
代表幹事　小鍛治 義広
林　　正樹
池田　　輝彦
大河内　　章

重点要望項目

1. 物価高騰等や中東情勢の影響を受ける府民生活と事業経営を守るため、さらなる対策・支援策を講じること。

（1）中小・小規模事業者や個人事業主等に対し、価格転嫁の徹底、資金繰り支援、生産性向上・省力化投資への支援を強化するとともに、持続的な賃上げと「人への投資」を推進すること。

（2）低所得世帯、ひとり親世帯、高齢者世帯などの家計状況を踏まえた、きめ細かな支援を継続的に講じること。

2. 災害時の避難所において、衛生的なトイレ、給食設備、簡易ベッド、パーティション、入浴・シャワー設備、非常用電源等、質の高い環境を迅速に整備するため、市町村と連携しながら各指定避難所の事前準備の状況を精査するとともに、広域に応援する体制を整備すること。

3. 災害時の「誰一人取り残さない」避難環境を実現するため、京都府と市町村が連携し、トイレトレーラー・トイレカーを保有・運用する自治体や民間団体等との災害協定を締結するなど、府内で迅速に相互派遣できる広域支援体制を構築するとともに、平時には府内イベント等で活用する仕組みを整えること。

4. 災害関連死を防ぐため、在宅・車中泊を含む全ての避難者を把握するシステムを早期に構築するとともに、DWAT を中心とする福祉支援体制を強化すること。

5. 深刻な人手不足に対応するため、京都ジョブパーク等における多様な対象に対する就業支援機能を拡充するとともに、企業の求人ニーズと求職者のスキルを結びつけるマッチング機能を強化すること。

6. 介護分野における介護人材の処遇改善を拡充するとともに、ICT 等を活用した生産性向上を推進する伴走型支援体制を強化すること。

7. オーバーツーリズム対策について、府市連携を強化し、観光客の時間・場所の分散化や公共交通の充実を図ること。あわせて、観光地の混雑状況をリアル タイムで情報提供し、来訪の分散を促すとともに、観光客と地域住民がともに地域を大切にする「ツーリストシップ」の普及・啓発を拡充すること。

8. ケアラー支援の充実について

【ヤングケアラー支援】

(1) 教育・福祉・医療等の関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に把握するとともに、本人が安心して相談できる身近な窓口の充実と、必要な支援につなぐ体制を強化すること。

(2) 家事や介護等を担うヤングケアラーの負担軽減にむけ、家事支援やレスパイト等を充実させるとともに、学業や進学、就職など将来の選択肢を守る支援を強化すること。

【中小企業におけるビジネスケアラー支援】

(1) 仕事と介護が両立できるよう柔軟な働き方の導入、相談・情報提供体制の整備、管理職の意識改革など職場環境の整備を進めること。

(2) 企業への啓発や相談体制を強化するとともに、レスパイト支援や介護サービス等の情報を分かりやすく届け安心して働き続けられる環境を整備すること。

(3) 介護が必要になる前の段階で適切な支援を受けることができるよう、地域包括支援センターとの連携強化を図ること。

9. 社会における偏見が未だ継続している LGBT への理解を促進するため、相談体制の充実・強化、教育現場での正しい知識の醸成を図ること、また、各種団体等との協働で多様性が尊重される社会の構築を目指す取組を進めること。
あわせて性的少数者に対応する「パートナーシップ制度」の導入を図ること。

10. 性暴力から子どもを守るため、人権に配慮しつつ、日本版 DBS を活用し、就労について厳格化を図るとともに、被害者支援の強化を図り、加害者支援についても実施すること。

11. 府立高校や特別支援学校における施設整備においては、近年の大規模災害や例年の酷暑を踏まえ、避難所としての役割も兼ねる体育館の空調設置、災害時の電源の確保、トイレの洋式化と災害対応トイレの確保を図ること。

12. 特殊詐欺、暴力団や匿名・流動型犯罪グループが関与する犯罪、SNS 型投資、ロマンス詐欺などによる被害を防ぐため、適切な情報提供、啓発活動、防犯対策を強化すること。

一般要望項目

1. 大規模災害に備え、府県や市町村をまたぐ広域避難体制を早期に構築するとともに、地域における水害等避難行動タイムラインの策定を推進すること。

2. 帰宅困難者対策については、震災のみならず水害等も想定した取組を強化すること。あわせて、府内の車移動が主要な地域においては、車と人の一時退避場所・一時滞在施設の確保に取り組むこと。

3. 大規模災害に対応するモバイルファーマシーについては、関係団体と協議・連携しながらその導入を図るとともに、災害薬事コーディネーターの配置を推進すること。

4. 土砂災害特別警戒区域等における急傾斜地崩壊対策事業などのハード対策を加速するとともに、地域住民の警戒避難活動に資するソフト対策を拡充すること。

5. 複合災害を想定し、市町村、民間企業、災害拠点病院を含む病院、介護施設などの BCP 策定を一層進めるとともに、その実行性を確保する訓練を実施すること。

6. 災害廃棄物対策については、処理主体となる市町村や国、関係機関・団体と連携し、仮置場の選定、訓練・研修による人材育成等に取り組むなど、その体制を強化すること。

7. 府内のアンダーパスにおける冠水被害を未然に防ぐため、冠水センサーや監視カメラ等の整備、迅速な情報発信・通行規制など、市町村や関係機関と連携した先手の防災対策を強化すること。

8. 激甚化する豪雨災害に対応するため、国に対し河川の堤防強化や河道掘削など、治水対策のさらなる強化を求めること。また、京都府所管の河川についても、河道改修を進めること。

9. 道路陥没事故の未然防止にむけては、関係機関と連携のもと、路面下インフラの点検を ICT 等の先端技術を活用して高頻度に行うこと。あわせて、その実施を担う技術者を確保・育成すること。

10. 防災・減災にむけて、平時から各種インフラの整備状況や耐震化、緊急輸送道路の確保などの状況を把握し、その対策を加速化すること。

11. 原子力災害の広域避難計画については、PAZ 及び UPZ 内住民の避難に関する退域時検査及び簡易除染の実施体制整備、避難行動要支援者の避難手段確保等、災害対応体制の強化を図り、実行性を確保すること。

12. 熱中症対策においては、適切な情報発信による予防行動の促進や暑さをしのげる空調が効いた官民施設を「クールオアシス」として一般開放するなど対策を拡充するとともに、市町村が行う対策の実施を支援すること。

13. 地籍調査については、都市部における官民境界の先行調査である街区境界調査事業も積極的に活用し、 市町村への働きかけを強化するとともに関係団体と連携し、さらに推進すること。

14. 「子育て環境日本一にむけた職場づくり」については、宣言企業における取組の進捗や目標達成の状況などを踏まえた施策の効果を検証するとともに、取組を支援する施策をさらに拡充すること。

15. 子ども医療費助成制度については、市町村との連携のもと、均衡な支援となるよう、さらに拡充を進めること。

16. 厳しい状況にある子どもの貧困対策においては、教育、生活など各支援策が総合的かつ効果的に実施されるよう、関係機関と連携を図りつつ推進すること。

17. 生活困窮世帯・ひとり親家庭世帯への食糧支援を行う宅食や子ども食堂を運営する支援団体と企業とのマッチング支援を強化すること。あわせて、子ども食堂のさらなる運営強化のため、市町村・関係団体との連携体制を構築すること。

18. 食品ロスの削減については、SDGsの観点からも家庭への啓発を図るとともに、フードバンクへの企業・団体の参加を求める等、一層の取り組みを進めること。

19. 子どもの虐待事案に対し、児童相談所などの対応体制のさらなる拡充と、市町村、京都府警、学校、幼稚園、保育園など関係機関との情報共有・連携体制をさらに強化すること。

20. 不妊治療と仕事の両立ができるよう、その環境整備に取り組む企業等を支援すること。また、不妊の原因の大半は男性にあることから啓発を拡充し、検査・治療が早期に行われるよう取り組むこと。

21. 授乳室での「搾乳マーク」の普及を推進し、府有施設をはじめ民間施設へのさらなる設置・周知を推進すること。

22. 家庭養育の推進においては、児童相談所や里親支援センターによる里親の効果的なリクルートや育成、円滑なマッチング、委託後のフォローアップを強化すること。

23. 継続が求められる京都府地域共生社会実現サポート事業については、その対象に小規模保育事業者を加えるなど改善を進めること。

24. 住宅確保要配慮者への住宅支援については、府営住宅やセーフティネット住宅の活用に加え、市場価格に比べ安く入居できる手頃な家賃のアフォーダブル住宅の整備に取り組み、個別の入居を支援する実行性のある体制を構築すること。

25. 高齢者のフレイル・介護予防のため、栄養・運動・社会参加の 3 分野でバランスのとれた総合的な対策を強化すること。

26. 視覚障がい者の安全対策として、踏切内点字ブロックの設置を迅速に進めること。

27. 手話施策推進法にもとづき、手話通訳者、手話通訳士等の活躍の機会を拡充すること。あわせて、学校における手話言語等の学習機会の確保、環境整備を図ること。

28. 聴覚障がい者等の映画・演劇等の鑑賞については、情報アクセシビリティの観点からバリアフリー字幕など情報のバリアフリー化を促進すること。

29. 発達障がい児者の支援については、診断できる医師の養成、生活・就労支援など、地域における支援ネットワークを拡充すること。

30. 障がい者の歯科診療については、京都府歯科医師会と連携のうえ、歯科サービスセンター南部診療所の設置を図ること。

31. 障がい者の就労については、法定雇用率を達成できるようテレワーク等の活用も含め、相談から就労、定着までの総合的な支援を行うこと。また、理解促進、施設・設備の整備、雇用管理など、就労に係る総合的なサポートを行うこと。

32. 「京都府障害者・障害児総合計画」にもとづき、障がいのある方々が地域で自立し、安心して暮らし、特性に応じてその能力を発揮できるよう、多様な就労の機会を確保すること。また、持続的な工賃向上を図ること。

33. がん対策
（1）拠点病院の機能強化、緩和ケア、在宅医療等、医療体制の拡充を図ること。
（2）がん患者や家族が安心して暮らせる社会を構築するため、就労支援や相談体制の強化、情報提供の充実等、ライフステージに応じた支援を推進すること。

34. 府民のライフステージに応じた歯科健診の推進にむけた環境整備や、医療 DX への支援を行うこと。

35. 医療的ケア児等とその家族を支える体制の強化については、当事者の意思決定や家族の意向を踏まえ、府内全域で医療・福祉・教育・保健・就労・防災などの支援が切れ目なく提供できる体制を強化すること。

36. 子どもの精神疾患、心の病気については、専門医の育成や診療体制の強化を図るとともに、早期発見のため、家庭・地域・学校などの支援体制を構築すること。

37. 若者の心身の悩みの相談窓口として期待される、ユースクリニックに対して、運営・広報などの支援を講ずること。

38. 依存症対策を推進するため、相談支援体制の拡充を図るとともに、専門治療提供体制の整備に取り組むこと。あわせて、アルコール、薬物、ギャンブルなどの依存に対応するための予防教育を推進すること。

39. 社会的孤立・孤独な状態にある府民を支援するため、市町村が主体となる重層的支援体制整備事業を拡充すること。また、急増する単身者及び単身高齢者が社会的に孤立しないよう、地域とつながる「居場所」作りなどを実施する機関等を支援すること。

40. 増加する未婚人口で到来する超ソロ社会に対応するため、若者の雇用拡大、賃金アップ、住宅支援、地域コミュニティへの参加など、若者支援の対策を講じること。

41. 京都府として、府民生活と中小企業の経営を支えながら、脱炭素と経済成長の両立を目指す GX を推進すること。
（1）脱炭素社会の実現に向け、省エネ家電への買い替えや住宅の断熱改修、太陽光発電・蓄電池の導入など、府民の負担軽減につながる支援を充実するとともに、温室効果ガス排出削減に向けた普及啓発を推進すること。
（2）中小企業の省エネ設備導入、再生可能エネルギーの活用、脱炭素化に向けた設備投資への補助や専門家派遣を拡充し、負担軽減と競争力強化が図れる環境を整備すること。
（3）気候変動適応策については、猛暑・熱中症対策や豪雨災害への備えを強化し、府民の生命と暮らしを守ること。また、京都気候変動適応センターの研究成果を活用し、府民や事業者への情報提供と地域に応じた対策を推進すること。
（4）京都府庁のゼロカーボン化を進めるとともに、脱炭素まちづくりアドバイザーの派遣等を通じ、市町村の取組を支援する中で、専門人材育成を推進すること。
京都府として、脱炭素と経済成長の両立をめざす GX の推進を図ること。

42. 動物愛護及び適切な管理
（1）動物虐待ゼロ・不幸な動物ゼロの取組をさらに進めるとともに、多頭飼育崩壊の対策を講じること。
（2）災害時におけるペットとの同伴避難の重要性を認識し、市町村、動物愛護団体や民間企業などと連携のもと取組を進めること。

43. 野生鳥獣に由来する感染症への対策を万全に講じること。あわせて、特定外来生物に対しては、国との連携を図り、府民の生命・健康や産業に被害を及ぼすことがないよう予防・防除対策を強化すること。

44. 小規模事業者に対する支援制度の広報周知を拡充するとともに、事業承継に係る支援をさらに強化すること。

45. 就労・奨学金返済一体型支援事業については、SNS 等を活用して支援制度の周知を強化するとともに、中小企業への導入支援を充実し、導入企業の拡大と若者の経済的負担軽減に向け、一層推進すること。

46. 就職氷河期世代に対しては、就労のみならず生活・住居・介護等、将来設計の不安を解消するための総合的な支援を講ずること。

47. 外国人材の受け入れについては、育成就労制度への移行にあわせ、人権保護や労務管理が適切になされるよう推進すること。あわせて、多文化共生社会の京都にむけて、新たな府のプランを策定するとともに、各地域においてその推進を担う人材を養成すること。

48. 総合大学となった京都府立大学においては、学部・大学院の特性を生かし、京都府の文化・産業の継承と発展、自然科学分野での研究開発を進める公立大学の役割を果たすこと。あわせて、老朽化した体育館の建替えなどハード整備を早急に推進すること。

49. カスタマーハラスメント防止対策については、条例を実効性あるものとするため、施策の充実を図ること。

50. いじめ防止対策においては、いじめの未然防止、相談体制の拡充、早期発見、重大事態の取組を強化すること。あわせて、私立学校との連携・協調を図ること。

51. 不登校対策については、学びの多様化学校の設置など居場所作りにおいて人的配置をすすめ、専門家やフリースクールとの連携強化など、児童・生徒に寄り添うきめ細かな支援を実施すること。

52. 義務教育を受ける機会を確保するため、府内の誰もが通える夜間中学を設置すること。

53. 教員の働き方改革を進め、業務の効率化、メンタルヘルス対策の充実、若手教員からの相談体制の強化を図ること。

54. 児童・生徒の SNS・スマートフォンの長時間利用による学習や生活への影響を調査し、家庭と学校が連携した適正利用を推進するとともに、AI を正しく安全に活用する情報モラル教育を充実させること。

55. パソコンやタブレット端末使用による、視力低下や近視、姿勢への影響などを調査し、子どもの健康を守る取組を進めること。

56. 「京都府人権尊重の共生社会づくり条例」にもとづき、虐待やいじめ、インターネットを悪用した人権侵害、外国籍府民等に対するヘイトスピーチ等が起こらないよう、人権教育・啓発の一層の推進を図ること。

57. 世界の抹茶需要の拡大に対応できる生産量の確保に向けて、茶農家の生産量向上への支援を強化すること。あわせて、府内産の茶葉振興のため、高品質の品種開発や製品開発を進めること。

58. 農林業の担い手育成のための農業・林業大学校については、新たな時代に対応するためDX等の研修をさらに進め、カリキュラムの充実を図ること。また、卒業後には府内での就労を促進すること。

59. 京都府内産木材の利用促進のため、府が整備する公共建築物等及び民間建築物での府内産木材活用を、目標を持って取り組むこと。

60. 漁業支援については、京都府と漁協と従事者間での漁獲の情報共有を図るためのDXを推進すること。また、年々変化する自然環境に対応する種苗生産の技術向上を図ること。

61. 海の民学舎については、漁業の魅力の発信をさらに強化し、入学者の拡充を図ること。

62. 府内に頻繁に出没するツキノワグマの人的被害防止対策については、的確な情報発信と捕獲並びに駆除の体制強化を図ること。あわせて人とクマの生息圏の棲み分けを図るためゾーニング管理につとめること。

63. 野生鳥獣被害対策については、防護ネットの整備をはじめとするハード対策の強化につとめること。あわせて、人材育成・確保、鹿肉・猪肉の有効活用を促進すること。

64. 公衆浴場の支援については、燃料代高騰等、経営を圧迫している現状を適切に分析し、利用者の意見も聴取し料金の改定を図ること。また、国の支援制度の活用、京都府浴場改善補助金の拡充を図ること。さらに、今後の銭湯の在り方、銭湯文化の発信や後継者問題などの課題を議論する場を設けること。

65. 地域公共交通の再構築に向けて、公共交通事業者等の担い手確保や省力化・DX 投資を支援するとともに、市町村が地域関係者と連携・協働して取り組む MaaS や AI を活用したデマンド交通、公共ライドシェア等の導入を後押しし、交通空白の解消と持続可能な移動手段の確保を図ること。

66. 貨物集配中の車両に係る駐車規制については、現況や運送事業者の要望、交通安全対策の観点を踏まえ、関係機関と連携のうえ、的確に見直しを実施すること。

67. 府立都市公園を更に魅力ある公園としていく上で、民間活力を活用した Park-PFI 等を導入し、公園の整備、休息地としてのカフェの併設など、観光客の広域周遊を進めること。

68. 下水汚泥の肥料利用拡大については、京都府が管理する流域下水道における取組を拡充するとともに、関係機関と連携のもと公共下水道及び農業集落排水における取組を推進すること。

69. 自転車はもとより、電動キックボードや新たなモビリティに対応した交通環境の整備を図るとともに、ヘルメットの着用率向上を含め、交通ルールの周知につとめること。

70. 違法行為である白タクについては、観光地における実態把握や取り締まりと検挙を強化するとともに、街頭防犯カメラの活用も進めること。

71. 北陸新幹線の延伸計画においては、国との綿密な連携のもと、ルート及び駅建設などに要する府の財政負担、誘致のメリット、環境保護や並行在来線の課題などについて、府民への的確な情報提供につとめること。

72. 新名神高速道路の早期全線開通に向け、城陽 JCT～大津 JCT、八幡京田辺 JCT～高槻 JCT 間の整備を強力に推進するとともに、アクセス道路や周辺道路の整備を一体的に進め、渋滞緩和や地域住民の利便性向上を図り、物流の効率化、地域経済の活性化及び観光振興など、その整備効果を京都府全域に波及させること。

73. 久御山町宇治淀線15号などの府道において、渋滞が日常化している箇所の渋滞緩和対策を進めること。

74. 無登記建物について、地方公共団体の建物表題登記は昭和 35 年省令により「当分の間」免除されて 60 年以上経過していることから、災害復旧・財産管理の面からもその解消を進めること。

75. 人口が急増する京都市南区久世学区において地域要望が多い、交番の新設、大藪小学校通学路の安全対策強化、大型車の騒音対策については、警察、京都市、向日市と連携し、解決にむけた取組を迅速に進めること。

公明党

京都府議会議員団